

様式44

令和 5 年 8 月 31 日

三重県知事 殿

いなべ市藤原町志礼石新田96番地

医療法人 杉山医院

理事長 杉 山 比

電話 0594-46-2012

決 算 届

(令和 4 年 7 月 1 日から令和 5 年 6 月 30 日までの決算を終了したので、医療法第52条
第1項の規定により届出します。

※ 添付書類

- 1 事業報告書
- 2 財産目録
- 3 貸借対照表
- 4 損益計算書
- 5 監事の監査報告書



事業報告書

(自 令和 4年7月1日 至 令和 5年6月30日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 杉山医院
- ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)
- ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特別医療法人 ☐ 特定医療法人
☐ 出資額限度法人 ☒ その他
- ③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 〒511-0512 三重県いなべ市藤原町志礼石新田 9 6 番地
- (3) 設立認可年月日 平成 5 年 11 月 22 日
- (4) 設立登記年月日 平成 5 年 12 月 22 日
- (5) 役員

氏 名	備 考
理事長	
理 事	
理 事	
監 事	

2 事業の概要

(1) 本来業務 (開設する診療所の業務)

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
診療所	杉山医院	三重県いなべ市藤原町志礼石新田 9 6 番地	無床

(2) 当該会計年度内に社員総会で議決又は同意した事項

令和 4 年 8 月 19 日 令和 3 年度決算の決定, 役員報酬の承認及び役員選任
 令和 5 年 6 月 1 日 令和 5 年度の事業計画及び収支予算の決定

法人名 医療法人 杉山医院
 所在地 三重県いなべ市藤原町志礼石新田 9 6

財 産 目 録
 (令和 5 年 6 月 3 0 日現在)

1 資産額 139,232 千円
 2 負債額 8,366 千円
 3 純資産額 130,866 千円

内訳	(単位：千円)
区 分	金額
A 流動資産	71,915
B 固定資産	67,317
C 資産合計 (A+B)	139,232
D 負債合計	8,366
E 純資産 (C-D)	130,866

土 地	(☐ 法人所有 ☒ 賃借 ☐ 部分的に法人所有)
建物	(☐ 法人所有 ☒ 賃借 ☐ 部分的に法人所有)

法人名 医療法人 杉山医院

所在地 三重県いなべ市藤原町志礼石新田96番地

貸 借 対 照 表

(令和 5年 6月30日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	71,915	I 流動負債	8,366
II 固定資産	67,317	II 固定負債	0
1 有形固定資産	25,960	負債合計	8,366
2 無形固定資産	39,368	純資産の部	
3 その他の資産	1,989	科目	金額
		I 資本金	30,000
		II 資本剰余金	0
		III 利益剰余金	100,866
		1 その他利益剰余金	100,866
		IV 評価・換算差額等	0
		純資産合計	130,866
資産合計	139,232	負債・純資産合計	139,232

法人名 医療法人 杉山医院

所在地 三重県いなべ市藤原町志礼石新田 9 6 番地

損 益 計 算 書

(自令和 4 年 7 月 1 日 至令和 5 年 6 月 3 0 日)

(単位：千円)

科目	金額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	78,737
2 事業費用	76,443
本来業務事業利益	2,294
事業利益	2,294
II 事業外収益	1
III 事業外費用	229
經常利益	2,066
IV 特別利益	0
V 特別損失	1,205
税 引 前 当 期 純 利 益	861
法 人 税 等	0
当 期 純 利 益	861

前項の事業報告書・財産目録・貸借対照表及び損益計算書は
当法人のものに相違ありません。

医療法人 杉山医院

理事長 杉 山 比



監 事 監 査 報 告 書

医療法人 杉山医院

理事長 杉 山 比 殿

私は、医療法人杉山医院の令和4年度会計年度（令和4年7月1日から令和5年6月30日まで）の業務及び財産の状況について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会及びその他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決済書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄付行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に（寄付行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄付行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 5 年 8 月 18 日

医療法人 杉山医院

監事 柏木 三穂

